

戸田市 緑の基本計画 改訂版

緑と水と心のネットワーク都市・戸田



概要版

平成24年3月
戸田市

序章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に、「市町村の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

戸田市では、緑地のもつ様々な機能を踏まえつつ、緑の確保・整備や緑化、民間の参加・協力等の促進を計画的かつ効果的に推進させるため、「戸田市緑の基本計画 改訂版(以下、本計画)」を策定します。

2. 計画策定の背景

平成13年度に策定した「戸田市緑の基本計画(以下、旧計画)」から10年が経過し、都市環境の悪化やその対策、大規模災害の頻発、生物多様性の保全、少子・高齢化の進行、景観緑三法の成立など、緑を取り巻く環境や社会情勢は大きく変化しています。また、戸田市第4次総合振興計画の策定、戸田市都市マスタープランの改訂(見直し中)など、戸田市のまちづくりの新たな方針も示されています。

そこで、そのような環境・社会情勢、戸田市のまちづくり動向に的確に対応し、長期的な視点に立った持続可能な緑のまちづくりの計画として、本計画を策定します。

3. 計画改訂の考え方

本計画では、旧計画の基本理念を継承するとともに、緑を取り巻く環境や社会動向、旧計画に基づく取り組み状況を踏まえ、以下の5点を計画改訂の視点として重視します。

《計画改訂の5つの視点》

- ① 都市環境の改善や市民の心の豊かさへの貢献
- ② 利用(アクセス性・利用のしやすさなど)と維持管理(コスト・維持管理の容易さなど)の両面への配慮
- ③ 戸田市の緑に関わるポテンシャル(市民の関心の高さ、带状の緑など)の効果的な活用
- ④ 取り組みの選択と集中(緑化推進重点地区の見直しや重点施策の設定など)
- ⑤ 緑地に関する新たな制度の活用

4. 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

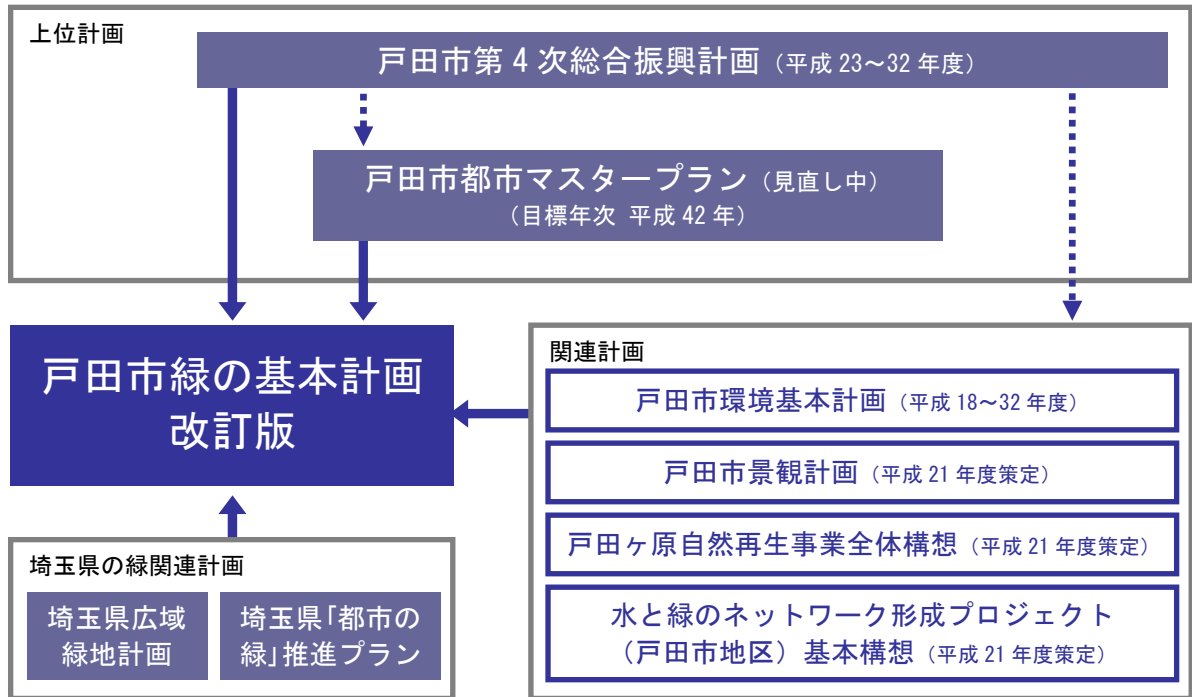


図. 位置づけのイメージ

(2) 計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成42年度の19年間とします。

5. 対象とする緑

本計画で扱う「緑」とは、公園や緑道、個人の庭や生垣、屋敷林などの植物およびそれらの生育する土地や空間を含んでいます。



図. 対象とする緑のイメージ

第1章 戸田市の緑の状況と課題

1. 戸田市の緑の特徴

◆ 荒川とその河川敷の大規模な緑



荒川河川敷

◆ 市内を縦横に流れる中小河川



笹目川（市北部の一部区間）

◆ 市民が育む身近な緑



緑のボランティアによる植栽

◆ 「農」を通じた緑とのふれあい



土に親しむ広場

◆ 河川・道路・鉄道沿いの緑



戸田公園駅東口緑地

2. 緑被の現況

- ① 戸田市全域の面積に対する緑被地（樹木地、草地、屋上緑化）の割合である緑被率は 8.8% で、市街化区域においては 11.6% となっています。
- ② 市街化区域の全ての緑被地の中では、樹木地が占める割合が最も高く、次いで裸地となっています。これらの裸地は、新曽地区を中心に分布しています。
- ③ 市街化調整区域では水辺地、水面が全ての緑被地のほとんどを占め、市全域でも水辺地の割合が最も高く、次いで水面、樹木地となっています。

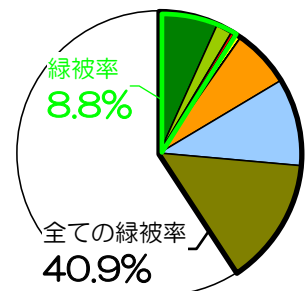


図. 市全域の全ての緑被地状況

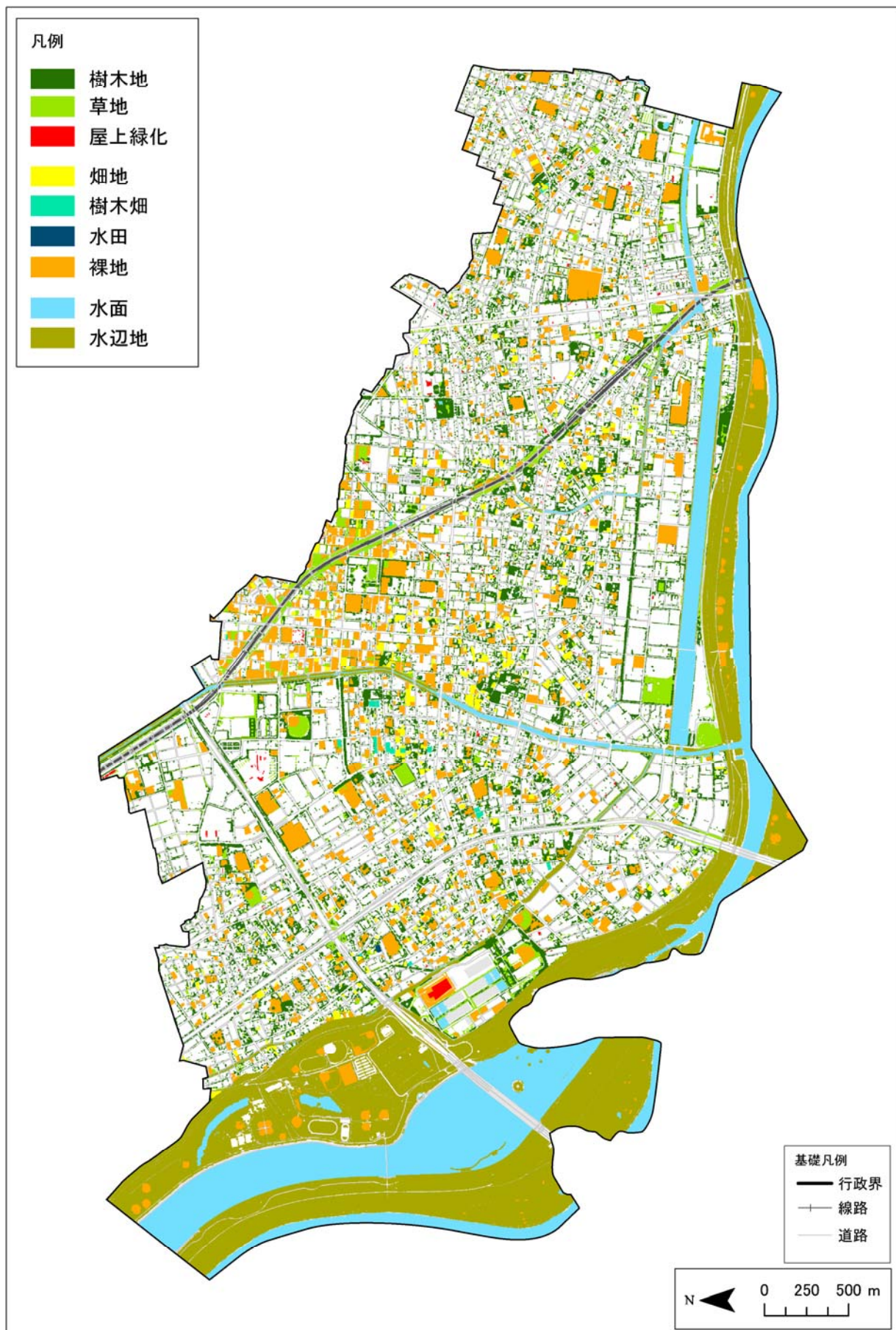


図. 全ての緑被分布図
 出典：緑の基本計画改訂基礎調査（平成 23 年）

4. 緑地の状況

本計画で対象としている緑地は、下図に示す公園緑地や施設、地区等を対象としています。

緑地総計は、旧計画策定時（平成9年）に、都市計画区域で570.7haあったのが、平成22年には564.4haに減少しています。

都市公園の面積は、旧計画策定時の101.7haから134.1haに増加し、都市公園以外の公共施設緑地と民間施設緑地を合わせた施設緑地の面積は195.9haとなっています。

地域制緑地については、民有地が対象である生産緑地地区、条例等によるものは、新規指定と解除による面積の増減が見られ、面積は489.0haとなっています。

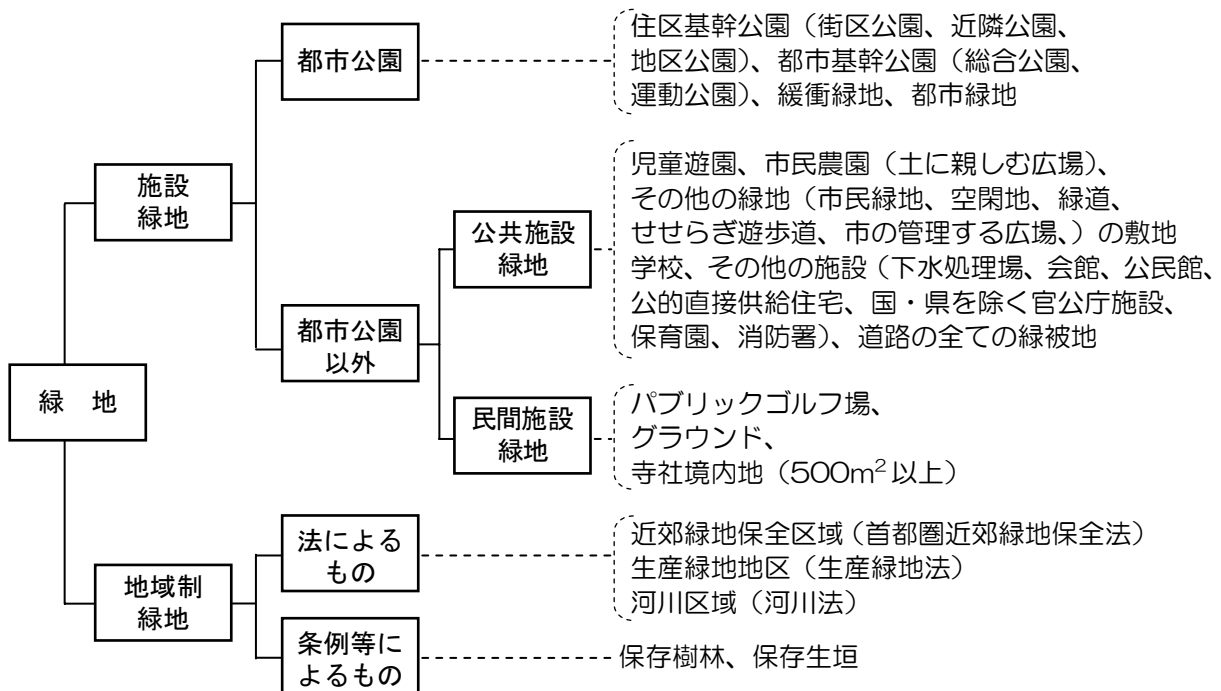


図. 緑地の対象

表. 緑地分類

| | 旧計画策定時（平成9年） | | | | | 現況（平成22年） | | | | | |
|------------|--------------|--------|--------|--------|-------------------|-----------|--------|--------|--------|-------------------|------|
| | 市街化区域 | | 都市計画区域 | | | 市街化区域 | | 都市計画区域 | | | |
| | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | m ² /人 | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | m ² /人 | |
| ①都市公園 | 82 | 57.3 | 83 | 101.7 | 10.0 | 86 | 58.1 | 88 | 134.1 | 11.2 | |
| ②公共施設緑地 | 100 | 19.3 | 104 | 26.5 | 2.6 | 149 | 21.2 | 153 | 30.7 | 2.6 | |
| ③民間施設緑地 | 18 | 3.7 | 18 | 3.7 | 0.4 | 28 | 2.8 | 30 | 31.1 | 2.6 | |
| (1) 施設緑地 | 計 | 200 | 80.2 | 205 | 131.8 | 13.0 | 263 | 82.1 | 271 | 195.9 | 16.4 |
| (2) 地域制緑地 | 計 | 94 | 26.5 | 95 | 490.5 | 48.4 | 90 | 25.7 | 91 | 489.0 | 40.9 |
| 施設・地域制間の重複 | 0 | 0.00 | 5 | 51.6 | 5.1 | 0 | 0.00 | 9 | 120.5 | 10.1 | |
| 緑地総計 | | 294 | 106.7 | 295 | 570.7 | 56.3 | 353 | 107.8 | 353 | 564.4 | 47.2 |

※「民間施設緑地」の寺社境内地については、敷地内の樹林地の占める面積を緑地として計算している。

「条例等によるもの」の保全生垣については、指定延長の長さ(m)×幅1mを緑地として計算している。

出典：緑の基本計画改訂基礎調査（平成23年）

5. 課題の整理

戸田市における緑の課題を整理しました。

<旧計画のサブテーマ別の課題>

【重視する点】

- ・ 緑の拠点である荒川の保全・再生・活用
- ・ 利用ニーズの多様化に対応した公園緑地の整備
- ・ 生物の移動経路の形成、拠点間の移動の快適性と利用度の向上、安全な避難路の整備を図った、緑のネットワークの形成と強化

【新たに加える点】

- ・ 都市環境の改善に寄与する緑の整備・保全・維持管理

【自然共生都市】

- ・ 荒川とその河川敷を拠点とした帯状の緑の整備と質の向上
- ・ まとまりのある緑の保全と質の向上

【水緑都市】

- ・ 身近な生活環境を支える民有地の緑への支援の検討
- ・ ヒートアイランド現象の緩和や風の通り道として期待できる緑の保全・整備と質の向上

【公園都市】

- ・ 様々な利用ニーズに対応した公園整備
- ・ 自然とのふれあい空間の整備・維持管理とふれあい活動プログラムの整備
- ・ レクリエーション拠点のネットワーク化による移動の快適性と利用度の向上

【景観都市】

- ・ 荒川、農地、屋敷林などなつかしさが感じられる景観の保全
- ・ 都市景観の質の向上を図った市街地の緑化の推進

【防災都市】

- ・ 防災性、安全性の高い公園緑地の整備
- ・ 避難地、避難路となる学校や道路等における適切な緑の整備と維持管理

【市民参加都市】

- ・ 緑の保全・維持管理・創出を支援する制度の周知
- ・ 市民が主体となった緑に関する活動への支援の検討

<旧計画の基本方針ごとの課題>

【まとめ】

- ・ 公共公益施設、民有地における緑化の推進
- ・ 残存する緑の保全・活用と緑のネットワークの強化
- ・ 官民一体となった緑の普及と啓発の推進

【新たな緑の空間を創り育む】

- ・ 公園配置の偏りの解消
- ・ 多様な世代のニーズに対応した公園整備
- ・ 公共公益施設における、質の高い緑化の推進
- ・ 民有地の確実な緑化推進を図るための条例等の検討

【緑を守り育てる】

- ・ 荒川とその河川敷の自然の維持・保全・再生と継承
- ・ 市域に残る良好な緑を維持・保全・活用していくための支援策の検討
- ・ 帯状の緑を有効活用した緑のネットワークの強化及び、市域全域へのネットワークの拡大

【緑の文化を広める】

- ・ 官民一体となった緑の普及と啓発の推進

具体的な施策

第2章 緑の将来像と目標

本計画では、緑のまちづくりの推進に向けた基本理念を設定し、その基本理念を具体的なイメージで表現した緑の将来像図を示します。また、より具体的な緑の将来イメージとして、緑の有する様々な機能を効果的に発揮することで実現へと近づく、計画のサブテーマを6つ示しています。各サブテーマは、旧計画のサブテーマ別の課題から整理した「重視する点」と「新たに加える点」を踏まえたものとなっています。さらに、これらの緑の将来像の実現に向けた目標を設定します。

1. 基本理念

戸田市には荒川とその河川敷があり、市の緑の核となっております。また、笹目川、さくら川等のその他の河川・水路や鉄道沿いをはじめとした様々な帯状の緑が市内を縦横に走っています。その他にも、市内に点在する社寺林・屋敷林や農地、都市公園等の緑など、市民が身近にふれあい、感じることでできる緑があります。

そこで本計画では、緑の核や帯状の緑、点在する緑のそれぞれの質の向上と、それらの緑をつなぐ緑の経路や拠点の整備、市民との協働による緑化を推進する「緑と水と心のネットワーク都市・戸田」を基本理念とします。

緑と水と心のネットワーク都市・戸田

2. 緑の将来像図

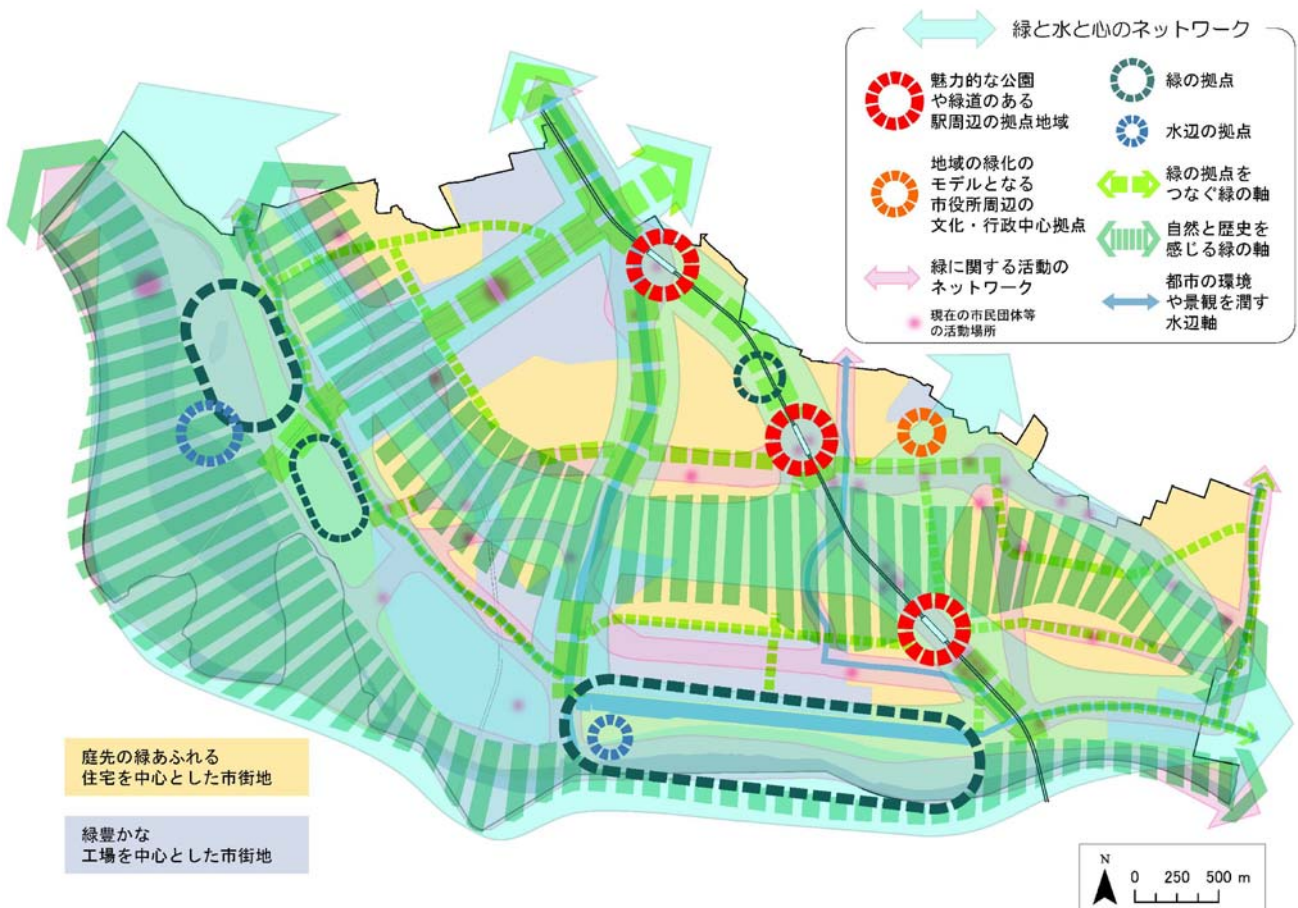


図. 緑の将来像図

3. 計画のサブテーマ

人と自然が共に生きるまち（自然共生都市）

水と緑が快適な都市環境を支えるまち（水緑環境都市）

緑の中で安心して暮らせるまち（防災都市）

四季の彩りのある美しいまち（景観都市）

多様なレクリエーションの場を備えたまち（公園都市）

緑をとおして市民がふれ合えるまち（市民参加都市）

4. 計画の目標

(1) 緑地の確保目標水準

| | | 現況（平成 22 年度） | 目標年次（平成 42 年度） |
|--|-------|----------------------|----------------|
| | 施設緑地 | 195.9ha [※] | 概ね 202ha |
| | 地域制緑地 | 489.0ha [※] | 489.0ha |
| | 緑地総計 | 564.4ha [※] | 概ね 570ha |

※施設緑地と地域制緑地の現況は 120.5ha 重複しているため、緑地総計と異なる（5 頁参照）

(2) 緑化に関する目標

| | 現況（平成 22 年度） | 目標年次（平成 42 年度） |
|---|--------------|----------------|
| 市街化区域の緑被率 ^{※1} | 11.6% | 概ね 15% |
| 緑化推進重点地区の緑被率 ^{※2} （帯状の緑の充実） | 12.1% | 概ね 16% |

※1 緑被地の市街化区域面積に占める割合のこと（3 頁参照）

※2 緑被地の緑化推進重点地区の 12 地区の合計面積に占める割合のこと

(3) 緑に関する市民意識の目標

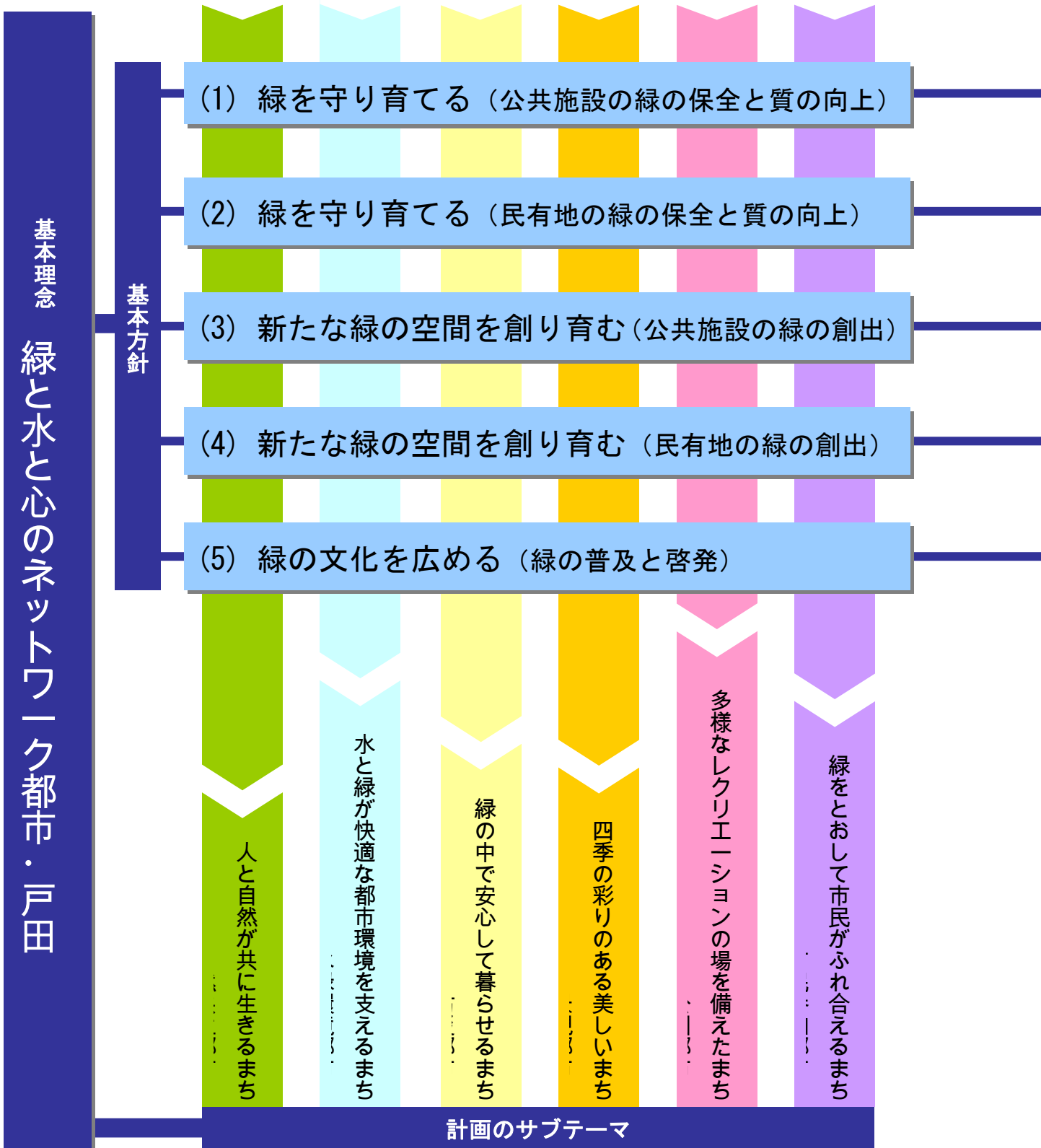
| | 現況 （平成 22 年度） | 中間年次 （平成 32 年度） | 目標年次 （平成 42 年度） |
|----------------------------------|------------------|--------------------|--------------------|
| まちなかの緑に [※] 対する市民満足度 | 43.1% | 概ね 50% | 概ね 60% |

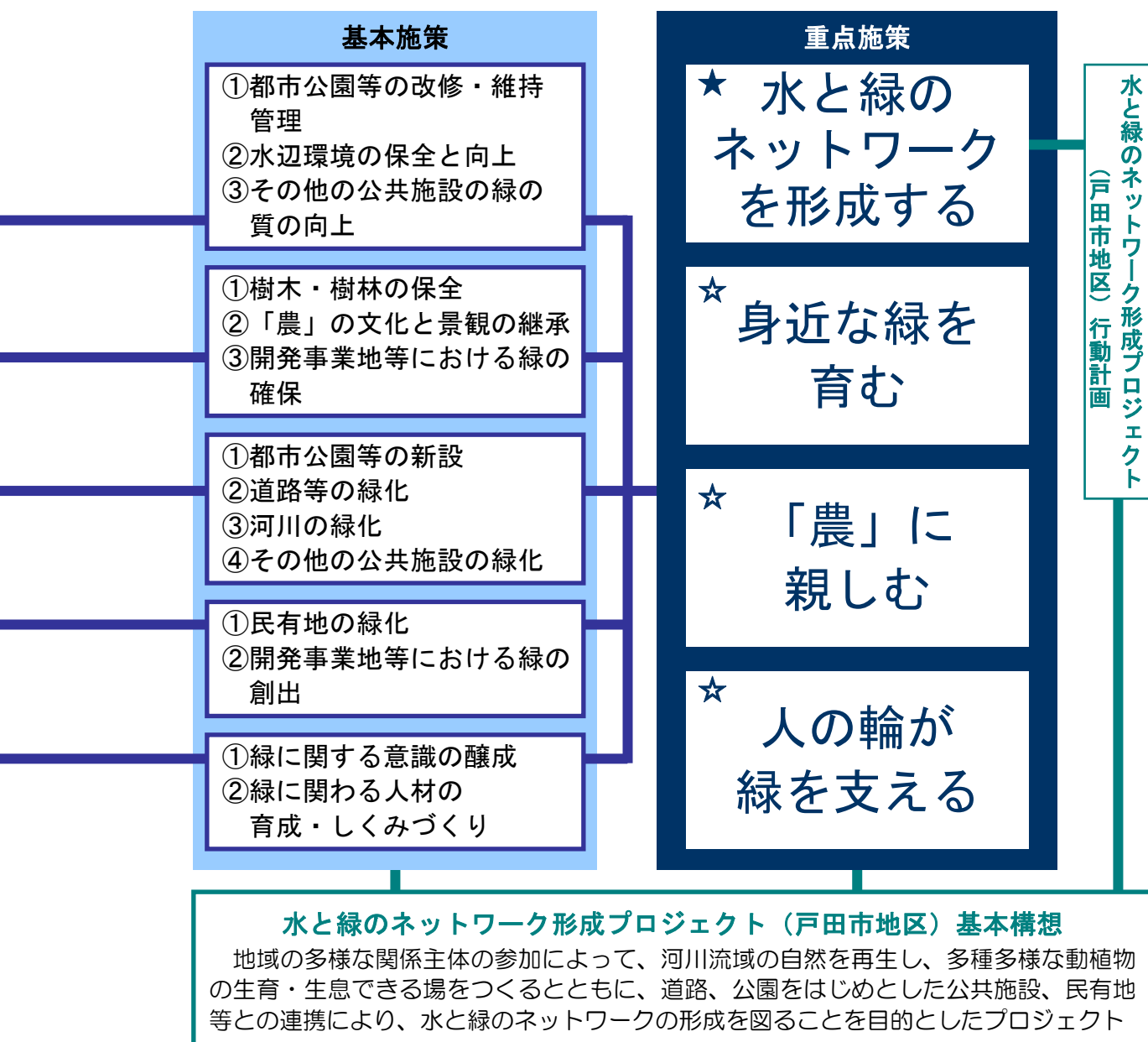
※平成 22 年度の緑の基本計画改訂基礎調査のアンケートの設問「まちなかの緑の状況についてどのように評価しますか。」に対する、「満足している」と「少し満足である」と回答した割合の合計のこと

第3章 施策の展開

1. 施策の体系

緑の将来像の実現に向けた施策の体系を示します。この体系では、基本理念及び計画のサブテーマと5つの基本方針との関係性を示しています。





【施策の体系の考え方】

基本方針は、旧計画の基本方針ごとの課題を踏まえ、既存の緑の保全と質の向上や新たな緑の創出を公共施設及び民有地のそれぞれの取り組み別に整理した4つの方針と緑の普及と啓発の方針で構成しています。

また、基本方針に基づき、施策展開の方向を基本施策として体系的にまとめています。各基本施策の中の具体的な施策のうち、優先的に取り組むべき施策を重点施策としています。

なお、基本施策及び重点施策については、関連計画の一つである「水と緑のネットワーク形成プロジェクト(戸田市地区)」の基本構想に即したものとなっており、特に、「水と緑のネットワークを形成する」については、同プロジェクトの行政の行動計画と整合を図ったものとなっています。

2. 重点施策

★ 水と緑のネットワークを形成する

「水と緑のネットワーク形成プロジェクト」の行政の行動計画の体系で示している「市内の自然環境を向上する」及び「市民・事業者との連携と行動支援」という2つの軸と整合を図りつつ、荒川河川敷の豊かな自然環境から市街地内により多くの生き物を引き込むことを目指し、生き物の生息・生育・移動・繁殖空間の整備と維持管理のほかにも、生き物の分布調査をはじめとした水と緑のネットワークに関連する情報収集・発信を進めます。

★ 身近な緑を育む

戸建住宅の庭先やマンションのバルコニーの緑、工場をはじめとした事業所の緑などは、市民にとって身近な緑となっています。このような緑をさらに増やすため、建築物の限られた空間を活用した緑化の推進や庭木を増やすための支援策を検討します。

さらに、身近なオープンスペースとなっている平置き駐車場の緑化を推進し、新たな空間に身近な緑を増やしていきます。

★ 「農」に親しむ

かつて、荒川沿いの後背湿地帯には水田が広がる農村地帯がありました。しかし、そのほとんどは宅地や倉庫などに市街化され、現在は、小規模な農地が点在するのみです。そこで、そのような戸田市の「農」を継承するため、土に親しむ広場（市民農園）の利用促進や、住宅での菜園づくり・菜園付き住宅への支援など、「農」に親しむ取り組みを推進します。

★ 人の輪が緑を支える

市内の緑を支えるためには、行政だけでなく、市民、事業者の協力も必要不可欠です。そこで、緑に関する取り組みのPRなどの情報の効果的な発信や、市民ボランティアによる「とだ緑のボランティア活動」の活性化など、行政がコーディネート役となって市民、事業者と協働で緑の取り組みを進めます。

また、戸田市の緑により愛着をもってもらえるよう、市民参加によるワークショップを行いながら、市民の意向を取り入れた緑の整備を進めます。

表. 重点施策一覧
(水と緑のネットワークを形成する)

| 具体的な重点施策名 |
|----------------------|
| 環境・生物多様性に配慮した公園の維持管理 |
| 戸田ヶ原の自然再生 |
| 河川・水路の環境に配慮した整備の推進 |
| 水と緑の回廊の形成 |
| 荒川水循環センター上部利用計画の推進 |
| 「戸田華かいどう21」の整備の推進 |
| 新設都市計画道路の緑化 |
| 学校の緑化の推進 |
| 生き物の分布調査の実施 |

表. 重点施策一覧 (身近な緑を育む)

| 具体的な重点施策名 |
|------------------|
| 屋上・壁面・バルコニー緑化の推進 |
| 駐車場の緑化の推進 |
| 庭木を増やすための支援策の検討 |

表. 重点施策一覧 (「農」に親しむ)

| 具体的な重点施策名 |
|----------------|
| 土に親しむ広場の利用促進 |
| 菜園づくりへの支援策等の検討 |

表. 重点施策一覧 (人の輪が緑を支える)

| 具体的な重点施策名 |
|---------------------|
| 市民参加の公園づくり |
| 緑に関する情報の効果的な発信方法の検討 |
| とだ緑のボランティア活動の活性化 |

第4章 地域の特徴に合わせた緑のまちづくり方針

1. 緑化推進重点地区

緑地の整備や都市緑化を重点的に推進するための緑化の基本方針に沿った取り組みの実現が可能でありながら、かつ波及効果が高く、他の地区の先駆的なモデルとなる地区を緑化推進重点地区として設定しています。

戸田市においては、鉄道沿いの環境空間や笹目川沿い、国道298号の周辺をより魅力的な空間とするため、また、現在、計画・実施している土地区画整理事業による緑の創出を図るため、12の地区を設定します。

特に、鉄道沿い及び国道298号沿い、笹目川沿いの地区を横断する軸は、戸田市の南部にある市域の緑のほとんどを占める荒川から北部に向かって市街地全体を横断する軸であることから、荒川とその河川敷から市街地へと緑をつなぐために、帯状の緑の形成を図った連続性のある緑化を進めます。



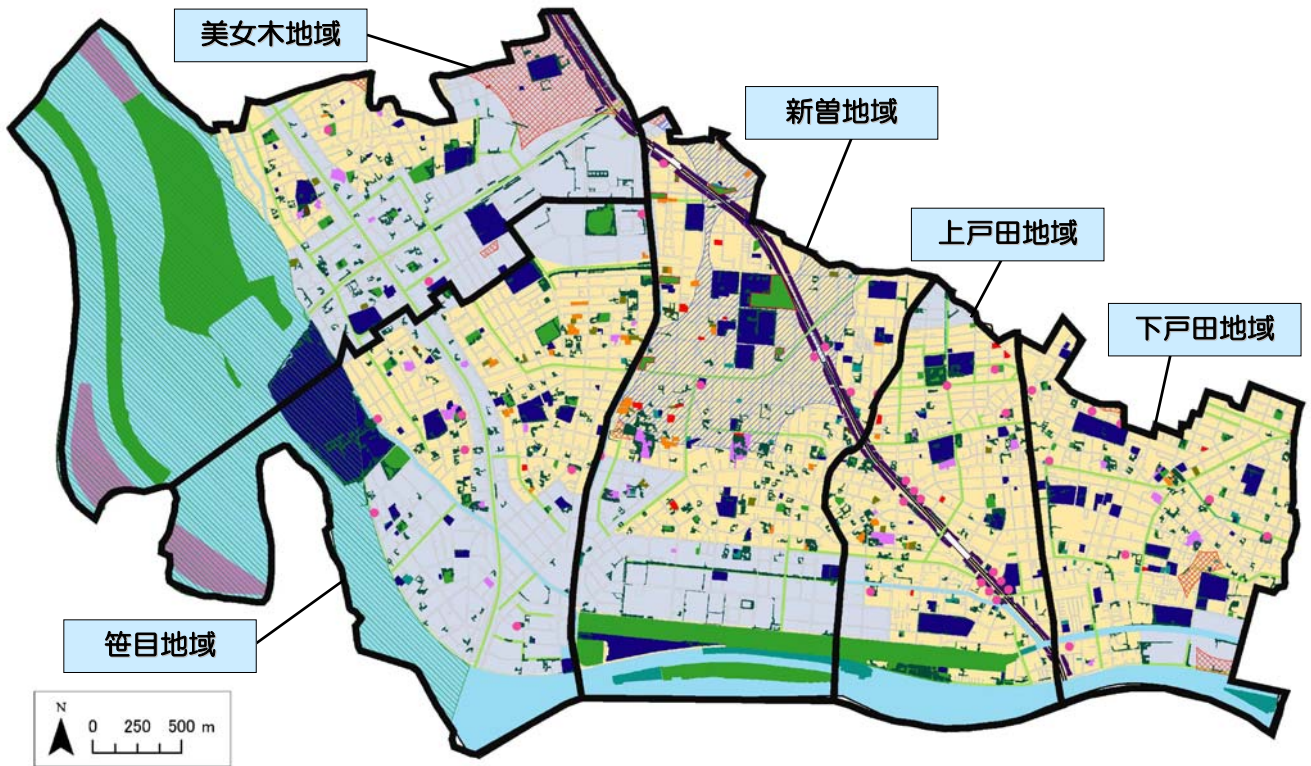
図. 緑化推進重点地区の位置

| 地区を横断する軸の緑化の基本方針 | | |
|--|--|---|
| <p>■■■■ 鉄道沿い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地・緑道としての整備 ・シンボリック緑化の推進 ・駅周辺と環境空間との一体化 | <p>■■■■ 笹目川沿い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いの自然環境の保全と向上 ・遊歩道の延伸 ・親水性の向上 | <p>■■■■ 国道298号沿い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の維持管理による魅力ある安全な歩行空間づくり ・市民協働による沿道緑化の推進 |
| <p>公共公益施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花壇への植栽などの面的な緑化 ・屋上緑化・壁面緑化・接道部緑化の推進 | <p>その他の河川・水路沿い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いの植生環境の保全 ・河川の水質の向上 ・親水性の向上 ・境界フェンス、橋の修景緑化の推進 | <p>その他の道路沿い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿道の民有地への緑化の働きかけ ・街路樹の維持管理による魅力ある安全な歩行空間づくり |
| <p>開発事業地等（裸地）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民意向を踏まえた公園として整備 ・大規模開発時のオープンスペースの確保と緑化の推進 | <p>樹木地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存樹林・保存樹木の指定促進 ・街路樹の適切な維持管理 | <p>農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全 ・転用開発許可時の緑化指導の強化と市民農園化の促進 |

図. 各地区の主な緑化の基本方針

2. 地域別の緑のまちづくり方針

本計画の上位計画である「戸田市都市マスタープラン」の地域区分に基づき、「下戸田地域」、「上戸田地域」、「新曽地域」、「笹目地域」、「美女木地域」の5地域に区分し、地域ごとの緑のまちづくり方針を示します。



| | | |
|---|---|--|
| <p>都市公園等・計画中の公園</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境・生物多様性や安全な利用に配慮した公園の維持管理 市民参加の公園づくり 誰もが安全・快適に利用できる公園づくり | <p>身近な公園の不足域</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な公園の適切な配置 | <p>住宅を中心とした市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> 菜園づくりへの支援 屋上緑化・壁面緑化等の緑化のはたらきかけ 庭木を増やす支援 |
| <p>道路沿い・街路樹</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路の緑化の推進 既存道路改修・電線地中化に伴う歩行空間及び緑空間の確保 新設都市計画道路における街路樹の整備 | <p>学校・その他の公共公益施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の緑の質の向上 公共公益施設の新築・改築に伴う緑の整備 学校の緑化の推進 その他の公共公益施設における緑化の推進 | <p>工場を中心とした市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上緑化・壁面緑化等の緑化のはたらきかけ 開発時の緑地整備のはたらきかけ 駐車場の緑化の推進 |
| <p>河川・水路沿い</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川・水路の環境に配慮した整備の推進 河川の水質管理 荒川と一体となった緑の整備 河川と一体となった緑化の推進 | <p>鉄道沿い</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道沿いの緑化と緑地の整備の推進 | <p>生産緑地・市民農園・農地(1000㎡以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の保全 土に親しむ広場の利用促進 |
| | <p>荒川近郊緑地保全区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境の維持・再生 | <p>保存樹林・樹林地(300㎡以上)・寺社境内地(500㎡以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保存樹木・保存樹林の指定促進 |
| | <p>市民団体等の活動場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑に関する活動への支援 | |

図. 緑のまちづくり方針図

第5章 計画の推進方針

1. 各主体の役割分担

本計画の推進にあたっては、市と市民・事業者が協力して、下表に示すように、各主体が各々の役割を十分に認識し、施策や取り組みを進めていく必要があります。

表. 基本方針別の各主体の役割

| 主体 | | 市 | 市民・事業者 |
|-----------------------|-----------------------------------|--|---|
| 基本方針 | 緑を守り育てる （保全と質の向上） （公共施設の緑の） | 市は、都市公園や河川、学校、街路樹等の公共施設の緑の質の向上を図った、改修・管理を進めます。 | 市民・事業者は、公共施設の緑の質の向上に資する、維持管理などに、ボランティアなどとして積極的に参加・協力します。 |
| | 緑を守り育てる （保全と質の向上） （民有地の緑の） | 市は、緑を保全するための既存の条例等の周知や適正な運用に努めます。 また、生産緑地地区の買い取りなど、緑の保全の担保性を高めるための施策の充実や制度・条例等に基づく指定の拡大を進めます。 | 市民・事業者は、所有する樹木・樹林について、制度・条例等を活用し、保全と維持管理に努めます。 また、事業者は、開発を行う際には、市の指導要綱等を遵守し、緑の空間の確保に努めます。 |
| 新たな緑の空間を創り育てる | 緑の創出 （公共施設の） | 市は、住民意向を踏まえた都市公園等の新設を進めます。 また、道路、河川をはじめとした公共施設の積極的な緑化に努めるとともに、国や県の管理施設に対しても、緑化の充実を要請していきます。 | 市民・事業者は、公共施設の緑の重要性を認識するとともに、「とだ緑の募金」に協力するなど、公共施設の緑の創出に貢献します。 |
| | 緑の創出 （民有地の） | 市は、緑化を支援する制度・条例等がより活用されるよう周知に努めます。 また、緑化地域制度などの緑を効果的に創出する制度の活用を検討します。 | 市民・事業者は、住宅や事業所の緑の重要性を認識するとともに、制度・条例等を活用して各々の住宅や事業所緑化に努めます。 また、事業者は、開発を行う際には、緑化に関する制度等を活用し、積極的な緑化に努めます。 |
| 緑の普及と啓発 （緑の文化を広げる） | | 市は、市民・事業者に対し、緑に関する講習会やイベント、「とだ緑の募金」を周知し、参加・協力を促すことで、緑に対する意識の醸成を図ります。 また、市民主体となった緑に関する活動をより活発化するため、(財)戸田市公園緑地公社と連携し、団体への支援や団体間のコーディネートを行うなど、団体との協力体制の確立などを検討します。 | 市民・事業者は、緑に関する講習会やイベントに積極的に参加し、緑の果たす役割や重要性を十分に認識するとともに、「とだ緑の募金」に協力します。 また、市民主体となった緑に関する活動に参加している場合は、市や他団体と連携して取り組みの展開を図ります。 |

2. 施策の進行管理と評価

戸田市の緑の将来像の実現に向け、本計画では PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACT（改善）のPDCAのサイクルで進行管理を行います。



戸田市緑の基本計画 改訂版

平成24年3月

戸田市都市整備部公園緑地課

〒335-8588 戸田市上戸田 1-18-1

TEL : 048-441-1800

FAX : 048-433-2200

E-mail : koenryokuti@city.toda.saitama.jp